

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業及び同法第2条第5項に規定する小規模事業者の範囲

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①卸売業	1億円以下	100人以下
②サービス業	5,000万円以下	100人以下
③小売業	5,000万円以下	50人以下
④製造業、建設業、運輸業 その他の業種(①~③を除く)	3億円以下	300人以下

(2) 対象業種

産業分類	
大分類D	建設業
大分類E	製造業
大分類F	電気・ガス・熱供給・水道業
大分類G	情報通信業
大分類H	運輸業・郵便業
大分類I	卸売業、小売業(60 その他の小売業のうち603 医薬品・化粧品小売業の6033 調剤薬局を除く。)
大分類J	金融業、保険業(62 銀行業、63 共同組織金融業、64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、65 金融商品取引業、商品先物取引業、66 補助的金融業等を除く。)
大分類K	不動産業、物品賃貸業
大分類L	学術研究、専門・技術サービス業
大分類M	宿泊業、飲食サービス業
大分類N	生活関連サービス業、娯楽業
大分類O	教育、学習支援
大分類P	医療、福祉(83 医療業のうち831 病院、832 一般診療所、833 歯科診療所、85 社会福祉保険・社会福祉・介護事業のうち854 老人福祉・介護事業、855 障害者福祉事業を除く。)
大分類R	サービス業(他に分類されないもの)(93 政治・経済・文化団体、94 宗教を除く。)